

# 寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成28年2月

寒 河 江 市

# 目 次

頁

I	はじめに	
1	行動計画策定の趣旨	3
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1	新型インフルエンザ等対策の目的	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3	対象とする感染症	6
4	対策実施上の留意点	6
III	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
2	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	8
IV	対策推進のための役割分担	
1	国の役割	9
2	県の役割	9
3	市の役割	9
4	医療機関の役割	9
5	指定（地方）公共機関の役割	10
6	登録事業者の役割	10
7	一般の事業者の役割	10
8	市民の役割	10
V	市行動計画の主要6項目	
1	実施体制	11
2	情報収集・提供及び相談	14
3	予防・まん延防止	14
4	予防接種	15
5	医療	16
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	17
VI	各発生段階における対策	
1	未発生期	18
2	海外発生期	22
3	国内発生早期	25
4	県内発生・感染拡大期	29
5	まん延期	33
6	小康期	37
VII	低病原性であることが判明した場合の対応	39
	用語解説	41

## 1 行動計画策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、既知の感染症とは病状や治療の結果が明らかに異なる未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、平成25年4月から施行した。

この法律は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法では、国は新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるものとされ、また、都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされている。

これを受けて、国は平成25年6月7日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、山形県では平成25年12月に「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

寒河江市では、「寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年6月25日条例第33号）を制定し、緊急時における組織体制を定めたところであるが、政府及び県行動計画との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対策として、特措法第8条に基づき、「寒河江市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）策定し、総合的かつ具体的な対応ができるよう体制の整備を図るものである。

1 新型インフルエンザ等対策の目的

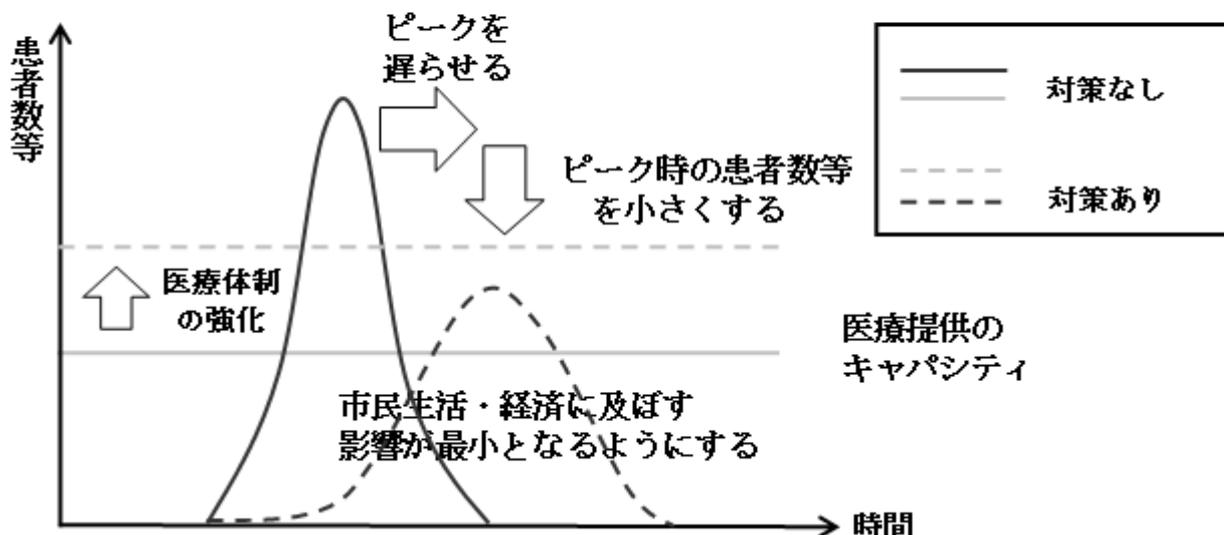
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市を含め我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の効果 概念図>



## (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画の作成・実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活や経済全体に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県の対策を踏まえて、実施すべき対策を決定する。

### (1) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、県行動計画の発生段階を基に未発生期から小康期までの6段階に分け、段階に応じた対策を実施する。

なお、これらの段階は必ずしも時系列に対応するものではなく、一気に「県内発生・感染拡大期」や「まん延期」に移行することもあり得る。

発生段階		流行状態
国	県・市	
未発生期	<b>未発生期</b>	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	<b>海外発生期</b>	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<b>国内発生早期</b>	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
	<b>県内発生・感染拡大期</b>	県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	<b>まん延期</b>	県内で新型インフルエンザ等の感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	<b>小康期</b>	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## **(2) 市行動計画の見直し**

市行動計画は、政府行動計画の見直しや各種ガイドライン及び県行動計画の見直しがあった場合には、必要に応じて修正を行うこととする。

## **3 対象とする感染症**

市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりとする。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。ただし、これには感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さなどから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

## **4 対策実施上の留意点**

### **(1) 基本的人権の尊重**

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとする。県と連携して実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等が、市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### **(2) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

### **(3) 関係機関相互の連携協力の確保**

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は県対策本部長に対して、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### **(4) 記録の作成・保存**

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

#### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こすことが懸念される。

政府行動計画や県行動計画とでは、米国疾病管理センターにより示された推計モデル（FluAid2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を用いて、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、流行が8週間続くという仮定のもと、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計が行われている。

国や県の試算を基に人口按分によって市における患者発生の推計を行うと、下記のとおりとなる。

区分	日本における患者数の試算	山形県における患者数の試算	寒河江市における患者数の試算
医療機関受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人	約9万7千人～ 約22万5千人	約4千人～約9千人
入院患者数	約53万人～約200万人	約2,700人～約6,800人	約100人～約300人
死亡者数	約17万人～約64万人	約700人～約1,700人	約30人～約70人

※国、県の試算（米国疾病管理センター推計モデルに基づき推計：人口の25%が罹患し、流行が8週間続き、病原性の中等度アジアインフルエンザ（致死率0.53%）～重度スペインインフルエンザ（致死率2%）の場合を想定）

※市における患者数の試算は、県同様に平成22年国勢調査による人口で算出。

市の人口：4万2,373人（平成22年10月1日現在）。

※これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）等については考慮されていない。

#### 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響として、政府行動計画によれば、流行のピークや地域、業態によって差はあるが、従業員本人やその家族の罹患等により、最大40%程度の従業員が欠勤すると想定されている。

## IV 対策推進のための役割分担

### 1 国の役割

- (1) 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- (2) 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- (4) 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

### 3 市の役割

市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められるため、対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

### 4 医療機関の役割

- (1) 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等に努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時において医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備等、事前の整備を進める。

- (3) 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## 5 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 6 登録事業者の役割

- (1) 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

## 7 一般の事業者の役割

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## 8 市民の役割

- (1) 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

市行動計画は、新型インフルエンザ等の対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、以下の6項目について発生段階ごとに横断的な留意点を記述する。

### 【主要6項目】

- 1 実施体制
- 2 情報収集・提供及び相談
- 3 予防・まん延防止
- 4 予防接種
- 5 医療
- 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、全市的な危機管理の問題として取り組むとともに、国、県、医療機関等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市の関係部署・機関が連携を図りながら、平素から情報交換、連携体制を確認するとともに、発生時に備えた準備を進める。

また、新型インフルエンザ等流行時に備え、市民生活の安定に不可欠な行政サービスの継続を図るための業務継続計画を策定する。

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部及び県対策本部が設置される。市においては、「寒河江市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）を開催し、発生状況に関する情報収集を継続的に行うとともに、国・県との情報共有に努める。

国内で新型インフルエンザが発生した場合は、対策を強力に推進する必要があるため、市対策連絡会議においては、情報の共有を図りながら、感染拡大を可能な限り抑制するための方策や必要な取り組みについて検討を行う。あわせて、市民に対して情報提供や注意喚起を行う。

さらに、緊急事態宣言が行われた場合においては、特措法第34条に基づき「寒河江市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、市行動計画を基に新型インフルエンザ等対策を推進する。ただし、緊急事態宣言が行われなくとも、寒河江市内にまん延するおそれがある場合は、市対策本部を設置する。

### (1) 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長

ウ 本部員

教育長、代表監査委員、総務課長、危機管理室長、政策企画課長、財政課、さがえ未来創成課長、税務課長、市民生活課長、建設管理課長、下水道課長、農林課長、商工振興課長、さくらんぼ観光課長、健康福祉課長、健康推進主幹、高齢者支援課長、子育て推進課長、市立病院長、市立病院事務長、病院運営改革室長、会計課長、水道事業所長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、監査委員事務局長、西村山行政事務組合消防長

エ 事務局 総務課危機管理室、健康福祉課

### (2) 寒河江市新型インフルエンザ等対策連絡会議

ア 議長 副市長

イ 構成員

総務課長、危機管理室長、政策企画課長、財政課長、市民生活課長、建設管理課長、下水道課長、農林課長、商工振興課長、さくらんぼ観光課長、健康福祉課長、健康推進主幹、高齢者支援課長、子育て推進課長、市立病院事務長、水道事業所長、学校教育課長、生涯学習課長

エ 事務局 総務課危機管理室、健康福祉課

### (3) 各課等の主な役割

部局名	主な役割
各課共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画及び各課別対応マニュアルの作成に関すること</li><li>・所管する施設・関係団体との連絡調整に関すること</li><li>・所管する施設について、使用制限及び感染（拡大）防止に関すること</li><li>・職員の健康管理と職場における感染拡大防止対策に関すること</li></ul>
総務課 危機管理室 選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・市対策本部の設置、事務局の運営に関すること。</li><li>・国及び県その他関係機関からの情報収集及び連絡調整に関すること</li><li>・各課からの情報収集に関すること</li></ul>

政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び報道機関対応（危機管理室と連携）に関すること</li> <li>・ 交通関係機関との連絡調整及び公共交通運行情報収集に関すること</li> </ul>
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること</li> </ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部の設置、事務局の運営に関すること</li> <li>・ 国及び県その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集、相談に関すること</li> <li>・ 相談窓口の設置運営に関すること</li> <li>・ 市民の予防接種に関すること</li> <li>・ 市医師会等・医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 要配慮者（障がい者、乳幼児、妊婦等）の支援全般に関すること</li> </ul>
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者（高齢者）の支援全般に関すること</li> <li>・ 相談窓口の運営支援に関すること</li> </ul>
子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・幼稚園の安全確保に関すること</li> </ul>
農林課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜等のインフルエンザ発生・被害調査に関すること</li> </ul>
さくらんぼ観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客等への情報提供に関すること</li> </ul>
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること</li> <li>・ 感染性のある廃棄物の処分に関すること</li> <li>・ 遺体の火葬等に関すること</li> </ul>
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設の衛生管理に関すること</li> <li>・ 児童、生徒及び保護者に対する情報提供に関すること</li> <li>・ 児童、生徒及び教職員の感染（拡大）防止と感染状況の把握に関すること</li> <li>・ 学校の休校等措置に関すること</li> </ul>
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習施設の衛生管理に関すること</li> </ul>
水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道水の安定供給に関すること</li> </ul>
建設管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市道の維持管理に関すること</li> <li>・ 公園の使用制限及び入園禁止等に関すること</li> </ul>
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の維持管理に関すること。</li> </ul>
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来・入院患者の対応に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集、相談に関すること</li> </ul>

議会事務局	・議会との連絡調整に関すること
さがえ未来創成課	・政策企画課の支援に関すること
税務課	・相談窓口の運営支援に関すること
商工振興課 会計課 監査委員事務局	・応援職員の確保

## 2 情報収集・提供及び相談

### (1) 情報収集

国、県、市医師会等、市内医療機関から情報を収集するとともに、所管施設や平常業務でかかわる団体と連携をとり情報収集に努める。また、市民に対する情報提供及び市民からの相談受付等について中心的な役割を担うため、発生前から情報収集・提供体制と関係各課等間での情報共有体制を整備する。

### (2) 情報提供

情報提供は、市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて広報し、できるだけ迅速に行うとともに、必要に応じ、マスコミを通じて市の情報を提供する。

また、新型インフルエンザ等が発生する前でも、発生前の危機に対する情報だけでなく、感染防止対策及びまん延防止に関する情報を提供する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国や県が発信する情報や地域内の発生状況、今後実施される対策の情報等について、できるだけ迅速に市民に提供する。

### (3) 相談

新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容に対応していく。

## 3 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

このため、市民に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を行うように啓発する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出の自粛要請を行う場合は、市も協力し市民に呼びかけを行う。市が不要不急の外出自粛等の要請が必要と認めた場合は、県に対し協力を要請する。

地域・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染防止対策の徹底等の季節インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体と連携し、迅速に周知徹底を図る。

まん延防止対策は、個人の行動を制限し、社会・経済活動に影響を与えることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じた対策を行う。

## 4 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

### (1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要性があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種のうち、市が実施主体として接種を行う対象は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員とする。

なお、国等から市職員以外の特定接種の実施について、協力を要請された場合は、協力する。

### (2) 住民接種

住民接種は、緊急事態宣言が行われている場合において、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

緊急事態宣言が行われていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づき接種を行う。

住民接種の対象者については、政府行動計画に基づき、以下の4群に分類することを基本とする。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

(ア) 基礎疾患を有する者

(イ) 妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられな

い小児の保護者を含む。)

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、国により決定される。

住民接種の接種体制については、市が実施主体となり、原則として集団的接種を実施することになるため、接種が円滑に行える体制を構築する。

## 5 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の増大が予測され、地域医療体制の整備が重要となる。医療については、県がその中心的な役割を担うことになるが、県からの要請により適宜協力する。

### 【山形県の発生段階に応じた医療体制】

#### 1 未発生期

ア 二次医療圏単位で保健所を中心に、行政、医療、消防、警察等関係者による連絡調整対策会議を設置し、事前に連携体制を構築する。

イ 発生段階に応じて帰国者・接触者外来の設置や入院患者の受け入れ体制の確保ができるよう準備を進める。

#### 2 海外発生期

ア 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

イ 各2次医療圏に整備されている感染症指定医療機関等に、帰国者・接触者外来を設置する。

ウ 慢性疾患等の定期受診患者に長期処方を行う等、受診機会を減らすよう要請する。

#### 3 国内発生早期

ア 帰国者・接触者外来等の継続

イ 帰国者・接触者外来を増設（概ね各市町村1箇所以上設置）できるよう、感染症指定医療機関以外の病院、医師会、市町村等に対し設置を要請する。

ウ 新型インフルエンザ等と診断された患者については、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

#### 4 県内発生・感染拡大期～まん延期

ア 帰国者・接触者外来での診療、及び新型インフルエンザ等患者の感染症指定医

療機関への入院措置（移送）を行う。（県内発生・感染拡大期のみ）

イ 県内の患者数が増加し、受診先の集約化による感染拡大防止効果が得られないと判断された際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更し、入院措置による医療体制も中止する。

ウ 緊急事態の措置を行っている間、患者が増加し、一般の医療機関に収容しきれない場合は臨時の医療施設を選定し、設置する。

## 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、本人や家族の罹患等により、職場で長期にわたり多くの欠勤が出ることが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等が発生した時は、社会・経済機能の破綻を防止し、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えるよう、国、県、関係機関と連携を図りながら、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、一般の事業者等においても事前の準備を行うよう要請する。

### （1）業務継続計画の策定

市は、必要最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。

### （2）要配慮者（特に高齢者や障がい者など）への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により、高齢者世帯や障がい者世帯等、生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）は、平時にも増して重要となる。

そのため、平素から情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、具体的な支援体制の整備を進める。

## VI 各発生段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、市における対策の主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっており、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安とし、県及び関係機関等と連携しながら必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

### 1 未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態
<p><b>目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<p><b>対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県及び関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>○ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> <li>○ 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国等から情報を継続的に収集する。</li> <li>○ 特定接種及び住民接種の体制を構築する。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

ア 新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の実施のためのマニュアル及び業務継続計画等を作成し必要に応じて見直す。

イ 国、県、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### (2) 情報収集・提供及び相談

ア 国、県との連携のもと、新型インフルエンザ等に関する国内外の情報、感染防止対策等の情報を収集する。

イ 新型インフルエンザ等に関する情報は、市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報提供する。

ウ 海外発生期以降の相談窓口の設置について検討する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 一般家庭

- (ア) 新型インフルエンザ等流行時、麻しんや通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことや、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種が重要であることを周知する。
- (イ) 通常のインフルエンザと同様、各個人が、咳エチケット、帰宅時の手洗い、うがい、外出時のマスク着用を心がけ、可能な限り外出を控えることが、健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを周知する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、発生時に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰いでから受診する、感染を拡げないように不要な外出を控えることといった感染対策について事前の理解促進を図る。
- (エ) 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布(ふしょくふ)製のものを家族1人当たり25枚以上の備蓄を推奨する。

#### イ 学校・保育施設等

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 新型インフルエンザ流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要であることを周知する。
- (ウ) 発生早期から長期の休業措置が想定されることから、休業期間における教育・管理体制について事前の検討を要請する。
- (エ) 家きんを飼養している場合は野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。

#### ウ 社会福祉施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 新型インフルエンザ流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要であることを周知する。
- (ウ) 施設における感染防止対策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の業務継続等管理体制の検討を要請する。

- (エ) 家きんを飼養している場合は野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。

## エ 事業所・公共機関・公共施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備を要請する。

## (4) 予防接種

### ア 特定接種体制の構築及び協力

特定接種が速やかに実施できるよう、関係機関と協議しながら、体制の構築を図る。また、国が実施する登録事業者への登録業務について、必要に応じて協力する。

### イ 住民接種体制の構築

住民接種が速やかに実施できるよう、関係機関と協議しながら、体制の構築を図る。

## (5) 医療体制

- ア 県が設置する連絡調整対策会議において、関係機関と連携をとりながら、発生に備えた地域医療体制の整備に協力する。
- イ 国内発生期以降、概ね市町村に1か所以上の設置が必要となる帰国者・接触者外来の設置準備を行う。
- ウ 新型インフルエンザ等に感染した（感染のおそれがある）者を救急搬送する場合や県内発生・感染拡大期以降、救急機能を維持するための方策等を検討する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ア 要配慮者への生活支援

- (ア) 要配慮者の把握については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき寒河江市が作成する避難行動要支援者名簿を活用する。また、日頃の関係各課の訪問活動等により、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれのある世帯の把握に努める。
- (イ) 在宅介護を受ける要介護者に対し、一定の介護が提供されるよう介護サービス事業者等との連携を図る。
- (ウ) 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負担軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種

が重要であることを周知する。

#### **イ 火葬能力等の把握**

(ア) まん延期以降に備え、斎場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。

(イ) 個人防護具や斎場での納体袋等の消耗品の確保について、県と連携しながら検討を行う。

#### **ウ 物資及び資材の備蓄等**

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄について検討する。

## 2 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
<p><b>目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>○ 国内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<p><b>対策の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような措置をとる。</li> <li>○ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集・提供を行う。</li> <li>○ 速やかに特定接種を実施するとともに、住民接種の準備を行う。</li> </ul>

### (1) 実施体制

- ア 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、市対策連絡会議を設置する。
- イ 県と連携しながら、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるような体制を整える。

### (2) 情報収集・提供及び相談

- ア 国、県との連携のもと、新型インフルエンザ等に関する国内外の情報、感染防止対策等の情報を収集する。
- イ 市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報提供する。
- ウ 新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置し、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容について対応する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 一般家庭

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 新型インフルエンザに関する情報については、国及び県から随時公表されることから、正確な情報を収集し冷静に対応するよう周知する。
- (ウ) まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を備蓄するよう周知する。

**イ 学校・保育施設等**

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 長期の休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備を進める。
- (ウ) 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛について、県から要請があった場合には迅速に対応する。

**ウ 社会福祉施設**

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 施設における感染防止対策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の業務継続等管理体制の検討を行うよう要請する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛について、県から要請があった場合には迅速に対応する。

**エ 事業所・公共機関・公共施設**

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 事業所に対して、新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛について、県から要請があった場合には迅速に対応する。
- (ウ) 公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備を要請する。

**(4) 予防接種****ア 特定接種の実施**

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得てワクチン（※注）の特定接種を行う。

**イ 住民接種の準備**

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を行う。

(※注) 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型イ

ンフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが確保された後にそれを用いる。その選択を含めた実際の対応については、国の基本的対処方針に従うことになる。

## **(5) 医療体制**

- ア 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- イ 市医師会等の協力を得て、一般の医療機関においても院内感染対策を講じたうえで診療体制の準備を要請する。
- ウ 地域医療維持のために、透析病院、産科病院等は新型インフルエンザ等の診療を行わないことを市民に周知徹底する。

## **(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

### **ア 要配慮者への生活支援**

新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底と食料品、生活必需品を備蓄するよう周知する。

### **イ 火葬等の円滑な実施**

- (ア) 火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保準備を行う。
- (イ) 個人防護具や斎場での納体袋等の消耗品の確保の準備を行う。

### 3 国内発生早期

国内で新型インフルエンザ等が発生した状態

#### 目的

- 県内発生に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方

- 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等について、積極的な情報収集を行う。
- 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

- ア 緊急事態宣言に備え、市対策本部の設置準備を行う。
- イ 業務継続計画に基づき、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について準備を行う。

#### 【緊急事態宣言時】

- 国が緊急事態宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を設置する。

#### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 市民・関係機関に周知する。
- 県や関係機関との連携を強化し、市民生活及び市民経済の安定が損なわれないよう、対策を講じる。

#### (2) 情報収集・提供及び相談

- ア 国、県からの国内外の患者発生情報、感染防止対策及び帰国者・接触者外来などの相談体制や医療体制等の情報を収集する。また、各課等は所管施設、平常業務でかかわる団体と連携し情報収集に努める。
- イ 国、県から発信される情報について、市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報提供する。
- ウ 相談窓口の対応時間を延長するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 一般家庭

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知するとともに、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。
- (イ) 感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- (ウ) まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を備蓄するよう周知する。

#### イ 学校・保育施設等

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施について協議する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛について、県から要請があった場合には迅速に対応する。

#### ウ 社会福祉施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 施設における感染防止対策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、業務継続等管理体制の確認を要請する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛について、県から要請があった場合には迅速に対応する。

#### エ 事業所・公共機関・公共施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 新型インフルエンザ等発生地域への出張等の自粛について、県から要請があった場合には迅速に対応する。
- (ウ) 公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等について要請する。

**【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】**

- 県の要請により、市民に対し、期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染防止対策の徹底について要請する。
- 県の要請により、学校、保育所、幼稚園、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めての施設の休業等について周知する。

**(4) 予防接種****ア 特定接種の実施**

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を進める。

**イ 住民接種の開始**

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、接種会場を確保し、原則として集団接種により住民接種を開始する。

**【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】**

- 基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。予防接種の円滑な実施のため必要に応じ、県に対して、医療従事者の協力等を求める。

**(5) 医療体制**

ア 県内での発生状況に応じ、帰国者・接触者外来の設置について県から要請があった場合は、市医師会等と協力して設置する。

イ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

ウ 新型インフルエンザ等流行時における患者の移送・搬送体制の整備を進める。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保****ア 要配慮者への生活支援**

(ア) 医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。

(イ) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。

**イ 火葬等の円滑な実施**

(ア) 火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保準備を行う。

(イ) 県と協力し、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に必要な数量を確保する。

## 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

### ○ 水の安定供給

水道事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### ○ 生活関連物資等の価格の安定等

物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### 4 県内発生・感染拡大期

県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態

##### 目的

- 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

##### 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染防止対策等を行う。緊急事態宣言が発出された場合は、市対策本部を設置し、積極的な感染防止対策等をとる。
- 状況に応じた医療体制や感染防止対策、予防接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、県及び市医師会等とも連携しながら情報提供、相談体制を強化する。
- 住民接種をできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

- ア 緊急事態宣言に備え、市対策本部の設置準備を行う。
- イ 業務継続計画に基づき、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について準備を行う。

#### 【緊急事態宣言時】

- 国が緊急事態宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を設置する。

#### (2) 情報収集・提供及び相談

- ア 国、県からの国内外の患者発生情報、感染防止対策及び帰国者・接触者外来などの相談体制や医療体制等の情報を収集する。また、各課等は所管施設、平常業務でかかわる団体と連携し情報収集に努める。
- イ 市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報提供する。
- ウ 相談窓口の対応時間を延長するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 一般家庭

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知するとともに、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。
- (イ) 感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- (ウ) まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を備蓄するよう周知する。

#### イ 学校・保育施設等

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 学校保健安全法に基づく臨時休業については、通常の季節性インフルエンザより病原性や感染性が高いことを想定して、より欠席者が少ない段階から基本的対処方針による期間等を参考に実施するよう必要な措置をとる。

#### ウ 社会福祉施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。
- (ウ) 施設における感染防止対策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の業務継続等管理体制への移行を要請する。

#### エ 事業所・公共機関・公共施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。
- (ウ) 公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等について要請する。

#### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県の要請により、市民に対し、期間を定めて生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや、基本的な感染予防対策の徹底について周知する。
- 県の要請により、学校、保育所、幼稚園、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めての施設の休業等について周知する。

#### (4) 予防接種

##### ア 特定接種の実施

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を継続する。

##### イ 住民接種の実施

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、接種順位等の変更などに対応しながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項により、集団接種による住民接種を継続する。

#### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。予防接種の円滑な実施のため必要に応じて、県に対し、医療従事者の協力等を求める。

#### (5) 医療体制

ア 県内での発生状況に応じ、帰国者・接触者外来の設置について県から要請があった場合は、市医師会等と協力して設置する。

イ 患者数の増加に伴い、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関での診療体制に変更した場合には、市内における新型インフルエンザ等患者の診療体制について、市医師会等と連携しながら調整するとともに、診療体制について周知する。

ウ 新型インフルエンザ等患者の移送・搬送を継続する。また、移送・搬送時の感染防御対策を徹底する。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### ア 要配慮者への生活支援

(ア) 医療に関する相談及び生活支援を行う。

(イ) 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。

(ウ) 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市担当課、介護サービス事業者間で指導連携を徹底する。

##### イ 火葬等の円滑な実施

(ア) 死亡者数に応じた火葬を可能な限り行う。

(イ) 火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保する。

(ウ) 県と協力し、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業に

必要な数量を確保する。

**【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】**

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

**○ 水の安定供給**

水道事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

**○ 生活関連物資等の価格の安定等**

物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等について要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

**○ 要配慮者への生活支援**

国から在宅の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

## 5 まん延期

県内で新型インフルエンザ等の感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態

### 目的

- 健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難であるが、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 状況に応じた医療体制や感染防止対策、予防接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について、市民への積極的な情報提供を行う。
- 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 住民接種をできるだけ速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

- ア 市対策本部において、状況確認とそれに基づく対策を検討し実施する。
- イ 業務継続計画に基づき、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小を行う。

### 【緊急事態宣言時】

- 国が緊急事態宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を設置する。

### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 新型インフルエンザ等のまん延により、市において緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

### (2) 情報収集・提供及び相談

- ア 引き続き、国、県からの国内外の患者発生情報、感染防止対策及び帰国者・接触者外来などの相談体制や医療体制等の情報を収集する。また、各課等は所管施設、平常業務でかかわる団体と連携し情報収集に努める。
- イ 市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報提供する。
- ウ 市民に、重症者のみ入院加療とし、軽症者は自宅療養することを周知する。
- エ 引き続き、相談窓口の対応時間を延長するなど、新型インフルエンザ等に関する

る相談体制の強化を図る。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 一般家庭

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知するとともに、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。
- (イ) 感染・発病が疑われる場合には、地域の医療体制を確認し、適切に受診するよう周知する。また、県の判断により、帰国者・接触者外来ではなく、一般の医療機関での診療となる場合は、そのことについて周知する。

#### イ 学校・保育施設等

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業等を行うよう要請する。

#### ウ 社会福祉施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。
- (ウ) 施設における感染防止対策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の業務継続等管理体制への移行を要請する。

#### エ 事業所・公共機関・公共施設

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。
- (イ) 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。
- (ウ) 公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。

#### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県の要請により、市民に対し、期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防対策の徹底について周知する。
- 県の要請により、学校、保育所、幼稚園、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めての施設の休業等について周知する。

#### (4) 予防接種

##### ア 特定接種の実施

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を継続する。

##### イ 住民接種の実施

政府対策本部の基本的対処方針に基づき、接種順位等の変更などに対応しながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項により、集団接種による住民接種を継続する。

#### 【緊急事態宣言時】

- 住民に対する予防接種は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。予防接種の円滑な実施のため必要に応じて、県に対し、医療従事者の協力等を求める。

#### (5) 医療体制

ア 帰国者・接触者外来の中止及び感染症法に基づく入院措置の中止に伴い、原則としてすべての医療機関（透析病院、産科病院等を除く）で治療が開始されることから、市医師会等と連携しながら、受診に混乱をきたさないよう体制を整備するとともに、市民に周知する。

イ 入院治療は原則として重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅で療養するよう周知する。

ウ 救急搬送される患者が増大することから、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できる体制を整備する。また、搬送時の感染防御対策を徹底する。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### ア 要配慮者への生活支援

(ア) 医療に関する相談及び生活支援を継続する。

(イ) 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底について周知する。

(ウ) 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市担当課、介護サービス事業者間で指導連携を徹底する。

##### イ 火葬等の円滑な実施

(ア) 死亡者数に応じた火葬を可能な限り行う。

(イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保するとともに、火葬の広域対応

について検討する。

### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

#### ○ 水の安定供給

水道事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### ○ 生活関連物資等の価格の安定等

物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等について要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### ○ 要配慮者への生活支援

国から在宅の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

## 6 小康期

<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>
<p><b>目的</b></p> <p>○ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p><b>対策の考え方</b></p> <p>○ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による医療体制および社会・経済活動の影響から早急に回復を図る。</p> <p>○ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>○ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>○ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 実施体制

- ア 市対策本部の体制の縮小を検討し、緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を廃止する。
- イ 第二波（再流行）等に備えた市対策本部等の実施体制及び業務継続体制について検討し、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

### (2) 情報収集・提供及び相談

- ア 情報収集を行いながら、市民に対し、広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報提供するとともに、第一波の終息と第二波の可能性やそれに備える必要性について、情報提供する。
- イ 状況を見ながら、相談窓口等を縮小する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 一般家庭

新型インフルエンザ等に関する情報を周知し、第二波に備えた感染防止対策の維持について要請する。

#### イ 学校・保育施設等

新型インフルエンザ等に関する情報を周知し、第二波に備えた感染防止対策の維持について要請する。

#### ウ 社会福祉施設

新型インフルエンザ等に関する情報を周知し、終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波に備えた感染防止対策の維持について要請する。

#### エ 事業所・公共機関・公共施設

新型インフルエンザ等に関する情報を周知し、終息に向けた業務の復旧を図り

つつ、第二波に備えた感染防止対策の維持について要請する。

#### (4) 予防接種

流行の第二波に備えて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

##### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の基づく住民接種を進める。

#### (5) 医療体制

新型インフルエンザ等の発生状況を見ながら、市医師会等と連携しながら、医療体制の見直しを行う。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

流行の第二波に備えた体制等について検討する。

##### 【山形県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 国、県及び関係機関と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## VII 低病原性であることが判明した場合の対応

市行動計画は、高病原性の鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（A/H5N1）を念頭に置いている。しかしながら、平成21年4月、北米に端を発した豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、人に免疫がないため感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なっていた。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されるので、病原性が低いことが判明していない限り、基本的には高病原性に準拠した対策を実施する。

低病原性と判明した場合は、医療体制や学校・保育施設等の臨時休業をはじめとする感染防止対策・社会対応については、実情に応じて下記のように柔軟に対応する必要がある。なお、実際の対策においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性の高さ、潜伏期などの科学的知見に基づき、国が基本的対処方針等を通じて具体的な指針を示すので、その内容を踏まえ、県行動計画に準じて対応する。

### 1 医療体制

新型インフルエンザ等が高病原性の場合、帰国者・接触者外来については、海外感染期～国内発生早期において二次医療圏に1か所以上（感染症指定医療機関等に）設置し、県内の患者発生状況に応じて増設することとしている。これに対して、低病原性であることが判明した場合には、帰国者・接触者外来を設置する必要がない。

また、低病原性が判明した場合、感染症指定医療機関への患者の入院勧告（措置）については原則として行わず、自宅療養とするが、重症患者については一般医療機関においても入院を受け入れるよう要請することとなる。

### 2 感染拡大防止対策・社会対応

新型インフルエンザ等の病原性が低いと判明した場合、学校・保育施設等の臨時休業や外出自粛等の要請を始めとする対策を特別に強化する必要はなく、基本的に通常の季節性インフルエンザの流行時と同様の対応とする。

- (1) 学校・保育施設等における感染拡大防止対策について、季節性インフルエンザの場合は、欠席率15～20%で臨時休業を実施し、休業期間を3～5日間としている学校が多い。これに対して新型インフルエンザ等では、病原性や感染性が季節性インフルエンザよりも高いことを想定して、「欠席率10%」を目安に臨時休業を実施し、「休業期間を1週間」とするなどを学校の設置者に要請することとした。しかし、実際の新型インフルエンザ等の病原性が低いと判明した場合は、季節性インフルエンザと同様の考え方で臨時休業の開始時期や休業期間を判断するものとする。

- (2) 不特定多数の人が集まる施設、集客施設については、事業活動の自粛は要請しないが、感染予防措置の要請を行う。
- (3) スポーツ大会や集会などは一律に自粛を求めず、主催者が開催の必要性を再検討するよう要請する。開催する場合は感染を減らす工夫をしてもらい、体調不良の人には参加や観戦を控えるよう呼び掛けを要請する。

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（平成27年4月現在：県立中央病院）

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（平成27年4月現在：県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、（独）日本海総合病院）

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診

療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 業務継続計画

新型インフルエンザ等の発生や大規模災害等、非常事態が発生した際でも、中断すれば市民生活の安定に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務について継続する必要がある。そのため、あらかじめ非常事態が発生した場合を想定し、優先的に行う必要のある業務やその方策、実施体制等を事前に検討し、計画としてまとめておくもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ 指定(地方)公共機関

特措法第2条第6項、第7項に規定されている。

新型インフルエンザ等発生時に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするための業務にあたる、独立行政法人や医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信、その他の公共性、公益的事業を営む法人等で、政令で定めるもの、あるいは都道府県知事が指定するものをいう。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効

率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

#### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 新臨時接種

予防接種法第6条第3項に規定する臨時の予防接種をいう。予防接種法第2条第3項に規定するB類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して、厚生労働大臣が、まん延予防上緊急の必要があると認めるときに、その対象者及びその期日又は期間を指定して行う臨時の予防接種である。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。